

# 国立国会図書館 調査及び立法考査局

Research and Legislative Reference Bureau  
National Diet Library

|                                  |  |
|----------------------------------|--|
| 論題<br>Title                      | 人口減少下で進む公立高等学校再編整備の現状と課題   |
| 他言語論題<br>Title in other language | Current Situation and Issues of Public High School Reorganization under Declining Population |
| 著者 / 所属<br>Author(s)             | 舟越 瑞枝 (FUNAKOSHI Mizue) / 国立国会図書館調査及び立法考査局 文教科学技術課   |
| 書名<br>Title of Book              | 人口減少と地域の課題 : 総合調査報告書   |
| シリーズ<br>Series                   | 調査資料 2024-3 (Research Materials 2024-3)  |
| 編集<br>Editor                     | 国立国会図書館 調査及び立法考査局  |
| 発行<br>Publisher                  | 国立国会図書館  |
| 刊行日<br>Issue Date                | 2025-3-13  |
| ページ<br>Pages                     | 157-175  |
| ISBN                             | 978-4-87582-936-2  |
| 本文の言語<br>Language                | 日本語 (Japanese)   |
| 摘要<br>Abstract                   | 15歳人口減少等を背景に公立高等学校の小規模化と再編整備が地方の課題となっている。近年の再編整備の動向、遠隔授業等の小規模校の教育環境改善に向けた取組や課題について紹介する。      |

\* この記事は、調査及び立法考査局内において、国政審議に係る有用性、記述の中立性、客観性及び正確性、論旨の明晰（めいせき）性等の観点からの審査を経たものです。

\* 本文中の意見にわたる部分は、筆者の個人的見解です。

# 人口減少下で進む公立高等学校再編整備の現状と課題

国立国会図書館 調査及び立法考査局  
文教科学技術課 舟越 瑞枝

## 目 次

はじめに

### I 高等学校の現状

- 1 高等学校の目的・特徴
- 2 高校生人口の減少
- 3 学校数の推移と小規模化

### II 人口減少下における公立高等学校の再編整備の状況

- 1 経緯
- 2 内容・特徴
- 3 再編整備を行う意義・影響
- 4 再編整備と高等学校の魅力化

### III 国の政策に見る地域と高等学校の関わり

- 1 地方創生政策等に見る高等学校の役割と期待
- 2 近年の高等学校教育改革と地域・少子化問題

### IV 小規模化への対応—遠隔授業を例として—

- 1 遠隔授業（全日制・定時制）の制度化
- 2 実施状況

### V 教育の観点から見た課題・論点

- 1 教職員の配置等に対する支援（教職員定数改善等の制度上の課題）
- 2 遠隔授業への期待と懸念（ICTの活用と教育の質の課題）

おわりに

キーワード：公立高等学校、小規模化、再編整備、高等学校の魅力化、遠隔授業

## はじめに

我が国における人口減少及び少子化の急速な進展は、学校教育にも多大な影響を与えている。高等学校は義務教育ではないが、中学校卒業者の約99%が進学する教育機関であり<sup>(1)</sup>、将来の進路や生き方をより具体的に模索する時期にある生徒を支えるという点において重要な役割を担っている。しかし、公立小中学校の統廃合と同様に<sup>(2)</sup>、高等学校においても生徒数の減少や学校の小規模化が進んでおり（Ⅰ）、公立高等学校の再編整備が設置者（都道府県）の課題となっている（Ⅱ）。一方、近年は地方創生や地域活性化の観点から、地域人材の育成や地方部への人の流れの創出など地域社会の中で高等学校が果たす役割が注目され、教育政策においても人口減少や地域の課題を踏まえた改革や取組の方針が示されている（Ⅲ）。特に、学校の小規模化に伴う教育環境の改善・充実策の一つとして、ICT（情報通信技術）の活用（全日制・定時制課程における遠隔授業等）が進められている（Ⅳ）。本稿では、こうした近年の動向を確認した上で、教育の観点から二つの課題・論点（教職員定数、ICTの活用と教育の質）について整理する（Ⅴ）。

なお本稿では、公立（都道府県立）高等学校のうち、特に在籍者が多い全日制課程・普通科を中心に論じる<sup>(3)</sup>。また、引用や特記がある場合等を除き、「地域」とは都道府県よりも狭い範囲（通学区域、市区町村又は高等学校の周辺地域）を、「地方」とは主に都道府県に当たる範囲を指すものとする<sup>(4)</sup>。

## Ⅰ 高等学校の現状

Ⅰでは高等学校の目的・特徴、生徒数・高等学校数の推移を確認した上で、公立高等学校の小規模化が進んでいることを確認する。

\* 本稿におけるインターネット情報最終アクセス日は、令和6（2024）年12月2日である。

- (1) 中学校及び義務教育学校卒業者数のうち、高等学校等進学者数（高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部の本科・別科及び高等専門学校への進学者）の割合。文部科学省『文部科学統計要覧 令和6年度』文部科学省, 2024, pp.76-77, 82-83.
- (2) 公立小中学校の統廃合（学校規模の適正化）を取り上げたものとして、堤真紀「少子化と学校規模の適正化」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』1109号, 2020.8.18. <<https://doi.org/10.11501/11525353>>
- (3) 高等学校の種類については、Ⅰ-1（2）参照。高等学校数（全日制・定時制）の公私比率（全国）は公立7割、私立3割であるが、都道府県間の差が大きい（私立割合が高い順に東京都（55.2%）、京都府（38.1%）、大阪府（37.8%）、低い順に沖縄県（7.8%）、徳島県（8.3%）、秋田県（9.6%））。東京都、神奈川県、京都府、大阪府等では第1次ベビーブーム以前から私立割合が高いが、全国的には少数派と指摘される。特に東京都は「外れ値」と言えるほど高い（東京都区部の高等学校教育機会の提供構造は他とは大きく異なる）。また、独自の建学の理念と独立した経営主体を持つ私立校の政策的な再編整備は難しいとの指摘がある。「都道府県別学校数（高等学校（全日制・定時制）」『令和5年度 学校基本調査』2023.12.20. e-Stat ウェブサイト <[https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?stat\\_infid=000040128110](https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?stat_infid=000040128110)>; 瀧川好庸『私学の理想と現実—その教育と経営—』幻冬舎ルネッサンス, 2013, pp.63-65; 香川めい・相澤真一「<高卒当然社会>の来し方行く末」筒井淳也・相澤真一編『階層・教育』（岩波講座社会学 第11巻）岩波書店, 2024, p.221.
- (4) 「地方創生」「地方自治体」等の用語（慣用語）の場合を除く。また、都市部との対比で用いる場合は便宜「地方部」などと表記する。

## 1 高等学校の目的・特徴

### (1) 目的

高等学校は、中学校や中等教育学校前期課程の卒業生等を対象に、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、高度な普通教育及び専門教育を施すことを目的とした学校種である（「学校教育法」（昭和 22 年法律第 26 号）第 50 条、第 57 条）。義務教育ではないが、約 99% の中学校卒業生が高等学校に進学しており、また、高等教育機関への進学率が上昇していること<sup>(5)</sup>や就職時の学歴として、多くの場合高卒以上が求められること等<sup>(6)</sup>、高等学校での学びが実質的に必須化している状況がある。また、授業料等の負担を心配することなく進学できるよう就学支援等の制度充実も図られている<sup>(7)</sup>。

### (2) 種類・特徴

高等学校の設置や学級編制、教職員配置等は学校教育法の下、「学校教育法施行規則」（昭和 22 年文部省令第 11 号）や「高等学校設置基準」（平成 16 年文部科学省令第 20 号）等によって定められている（教職員定数については V-1 参照）。表 1 に示すように、高等学校は様々な課程や学科を設置可能であるだけでなく、中等教育学校等の中高一貫教育校を設置することもできるなど、小中学校と比べると学校設置の要否を含めて設置者<sup>(8)</sup>の裁量が大きい教育段階である。社会の変化や生徒の能力・適性、興味・関心、進路希望などに応じた多様化が図られており、地域の実情に応じた学校の設置が可能な仕組みとなっている<sup>(9)</sup>。高等学校は、生徒の進路選択や職業選択に直結する性格を持つこと、生徒を募集する立場にあること、生徒確保のために特色ある学校づくりが求められる校種であることも、小中学校とは異なる特徴として挙げられる<sup>(10)</sup>。

(5) 大学、短期大学、高等専門学校、専門学校への進学率（大学等への入学者数を 18 歳人口で除した割合）は 84.0%（令和 5（2023）年 3 月）。「令和 5 年度学校基本調査調査結果のポイント」2023.12.20, p.5. 文部科学省ウェブサイト <[https://www.mext.go.jp/content/20230823-mxt\\_chousa01-000031377\\_001.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20230823-mxt_chousa01-000031377_001.pdf)>

(6) 新卒者の求人数を見ると、中学新卒者の求人数は 986 人であるのに対し、高校新卒者の求人数は 48 万 2270 人と大きな差がある（令和 6（2024）年 3 月末現在）。「令和 5 年度「高校・中卒新卒者のハローワーク求人に係る求人・求職・就職内定状況」取りまとめ（3 月末現在）—高校生の就職内定率は 99.2%—」p.2. 厚生労働省ウェブサイト <<https://www.mhlw.go.jp/content/11800000/001228681.pdf>>

(7) 高等学校授業料等への国の支援として、平成 26（2014）年度以降、高等学校等就学支援金制度（公私立高等学校等の生徒を対象。所得制限あり。）及び高校生等奨学給付金制度（低所得世帯を対象とした授業料以外の教育費負担への支援）がある。「高校生等への就学支援」文部科学省ウェブサイト <[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/mushouka/index.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/index.htm)>

(8) 全日制・定時制高等学校の設置者には、国（0.3%）、都道府県（68.2%）、市区（3.5%）、町（0.3%）、村（0.1%）、組合立（0.1%）、私立（27.6%）がある。括弧内は令和 5（2023）年度における学校数（分校を含む）の割合。『令和 5 年度 学校基本調査』前掲注(3)

(9) 川合宏之「多様化する高等学校とその課題—生徒に「生きる力」をつける教育—」『流通科学大学論集 人間・社会・自然編』32 巻 1 号, 2019.9, p.2. <<https://ryuka.repo.nii.ac.jp/records/1429>>

(10) 大沼春子ほか「名寄市における道立高校再編と学校づくりの過程—名寄高校と名寄産業高校の統合をめぐる議論と要望について—」『公教育システム研究』22 号, 2023.10, p.64. <<http://hdl.handle.net/2115/90613>>

表 1 高等学校の主な種類

|                    |   |
|--------------------|---|
| 課程 <sup>(注1)</sup> | 全日制 : 通常の時間帯において授業を行う課程 (90% が在籍)<br>定時制 : 夜間その他の特別な時間又は時期において授業を行う課程 (2% が在籍)<br>通信制 : 通信による教育を行う課程 (8% が在籍)                                     |
| 学科 <sup>(注2)</sup> | 普通科 : 普通教育を主とする学科 (普通科、学際領域学科、地域社会学科など) (74% が在籍)<br>専門学科 : 専門教育を主とする学科 (農業科、商業科、工業科など) (21% が在籍)<br>総合学科 : 普通教育及び専門教育を選択履修を旨として総合的に施す学科 (5% が在籍) |
| 教育課程の運用方法          | 学年制 : 学年による教育課程の区分を設ける (学年ごとに指定された科目の単位を履修)<br>単位制 : 学年による教育課程の区分を設けない (卒業時までまでに所定の単位を履修)   |

(注1) 括弧内は国公私立を合わせた各課程の在籍者割合 (令和 5 (2023) 年度時点)。  
(注2) 括弧内は全日制及び定時制 (本科) における国公私立を合わせた各学科の在籍者割合 (同上)。  
(出典) 横井敏郎編著『教育行政学—子ども・若者の未来を拓く— 第 5 版』八千代出版, 2024, pp.112-113; 文部科学省『文部科学統計要覧 令和 6 年度』文部科学省, 2024, pp.88-89, 92-93 等を基に筆者作成。

また、公立高等学校は小中学校よりも通学区域 (学区) が広域で、学区内の複数の学校から進学先を選択するのが通常である。学区を全県 1 区とする都府県もある<sup>(11)</sup>。学区の広域化は、生徒の学校選択の幅が広がる利点がある一方、都市部の高等学校に生徒が集中し、過疎地域の学校の小規模化や定員割れの進行といった影響が生じ得ることも指摘されている<sup>(12)</sup>。

## 2 高校生人口の減少

令和 5 (2023) 年度時点の高校生数 (国公私立合計) は 318 万 3475 人である<sup>(13)</sup>。戦後の推移を見ると、平成元 (1989) 年に最大となったが、それ以降減少を続けている。15 歳人口は将来的に令和 2 (2020) 年度を基準 (約 107 万 7000 人) として、20 年後には約 7 割 (約 78 万 4000 人)、50 年後には約 5 割 (約 57 万 5000 人) に減少すると推計されている<sup>(14)</sup>。高等学校には約 99% の中学生が進学することから、15 歳人口の減少に比例して入学者数も減少すると見込まれる。

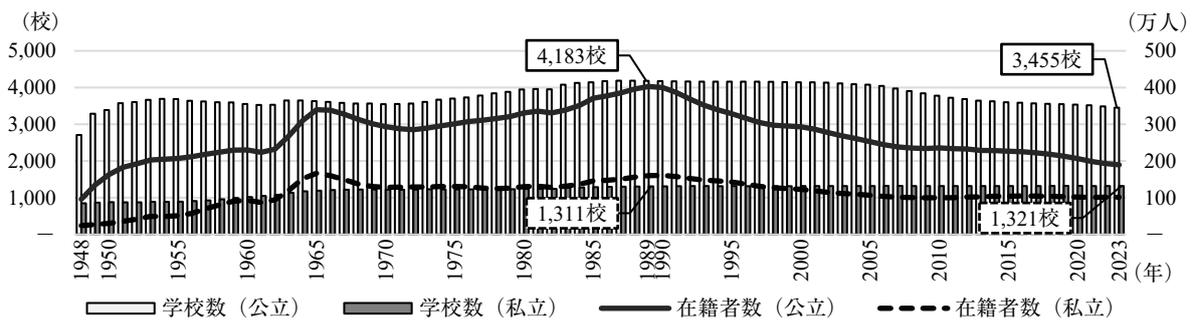
## 3 学校数の推移と小規模化

### (1) 全体数

令和 5 (2023) 年度時点の全日制・定時制高等学校数 (国公私立の合計) は 4,791 校である<sup>(15)</sup>。戦後、高等学校は 15 歳人口の増加、高等学校への進学率上昇 (高等学校の大衆化) への対応として学校数を増やしたが、昭和 63 (1988) 年度 (5,512 校) をピークに減少を続けている。図 1 は公立・私立別の高等学校数・生徒数を示したもので、学校数を減らしているのは主に公立高等学校である。平成元 (1989) 年度及び令和 5 (2023) 年度の公私立高等学校数を比較すると、公立は 4,183 校から 3,455 校に減少したのに対し、私立は 1,311 校から 1,321 校と微増している。

(11) かつては高等学校教育の普及及びその機会均等を図るため都道府県教育委員会が公立高等学校の通学区域を定める旨が、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」(昭和 31 年法律第 162 号) により規定されていたが、地方分権化と規制緩和の流れの中、平成 13 (2001) 年の法改正により通学区域の廃止が可能となった。令和 2 (2020) 年時点で 26 都府県が全県 1 区であり (例: 東京都、和歌山県)、学区制を採る道府県で学区数が多いのは北海道 (19 学区)、福岡県 (13 学区) である (志水宏吉『二極化する学校—公立校の「格差」に向き合う—』亜紀書房, 2021, pp.174-175)。学区制を採る道府県でも、課程・学科等により全県 1 区とする場合がある。  
(12) 「過疎地の公立高 統廃合限界」『読売新聞』2023.5.27; 山本由美・平岡和久編著『学校統廃合を超えて—持続可能な学校と地域づくり—』自治体研究社, 2022, p.46。  
(13) 国公私立の高等学校在籍者 (全日制、定時制及び通信制) の合計。中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部は含まない。文部科学省 前掲注(1), pp.88-89, 92-93。  
(14) 「表 1-9 男女年齢各歳別人口 (総人口)」『日本の将来推計人口 (令和 5 年推計) 詳細結果表』2023.4.26. 国立社会保障・人口問題研究所ウェブサイト <[https://www.ipss.go.jp/pp-zenkoku/j/zenkoku2023/db\\_zenkoku2023/s\\_tables/1-9.xlsx](https://www.ipss.go.jp/pp-zenkoku/j/zenkoku2023/db_zenkoku2023/s_tables/1-9.xlsx)>  
(15) 全日制 4,170 校、定時制 173 校、全日制・定時制併置校 448 校。通信制は除く。文部科学省 前掲注(1), p.85。

図1 高等学校数・生徒数の推移（公立・私立別）



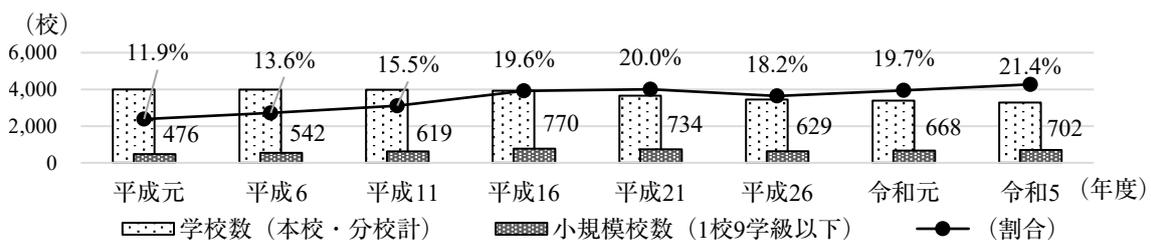
(注) 全日制・定時制の数。国立高等学校は非掲載（令和5（2023）年度の学校数は15校、同生徒数は8,004人）。  
 (出典) 「高等学校の学校数、在籍者数、教職員数（昭和23年～）」『学校基本調査』e-Statウェブサイト<[https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?stat\\_infid=000031852318](https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?stat_infid=000031852318)>を基に筆者作成。

## (2) 小規模化の動向

望ましい学校規模の捉え方は都道府県により異なるが、おおむね1学年4～8学級とされており<sup>(16)</sup>、全国都道府県教育長協議会が小規模高等学校を「公立高等学校全日制的のうち、3学年合計で9学級以下の学校」（1学年3学級以下に相当）と定めて調査を行った例も見られる<sup>(17)</sup>。このことから、以下では、基本的に1校9学級以下の学校を「小規模」と捉えることとする（各都道府県の事例に言及する場合は「各都道府県が考える適正規模よりも小さな規模」を指すものとする。）。なお、小規模校に関する法的定義はない<sup>(18)</sup>。

平成以降の公立の小規模高等学校の数・割合はおおむね増加傾向にある（図2）。1校3学級以下（1学年1学級相当）の学校の割合も、平成元（1989）年度（2.4%）から令和5（2023）年度（5.6%）までに3.2ポイント増加している。

図2 小規模高等学校（公立・全日制）の数・割合の推移（平成元（1989）年度以降）



(注) 「学校数」には分校を含む。「小規模校」は1校当たり9学級以下（1学年3学級相当）の学校である（休校中等により0学級の学校を含む）。  
 (出典) 「学級数別学校数（公立）（高等学校 全日制・定時制）」『令和5年度 学校基本調査』2023.12.20. e-Statウェブサイト<[https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?stat\\_infid=000040128117](https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?stat_infid=000040128117)>等、各年度の『学校基本調査』を基に筆者作成。

(16) 『地方創生と教育行政』（地方教育行政の多様性・専門性に関する研究報告書5 平成30年度プロジェクト研究報告書）（研究代表者 渡邊恵子）国立教育政策研究所，2019.3，p.91. <[https://www.nier.go.jp/05\\_kenkyu\\_seika/pdf\\_seika/h30/rep310329-105-all.pdf](https://www.nier.go.jp/05_kenkyu_seika/pdf_seika/h30/rep310329-105-all.pdf)>

(17) 全国都道府県教育長協議会第1部会「小規模高等学校の特色化・魅力化について」2024.3，p.2. 全国都道府県教育委員会連合会ウェブサイト<[http://www.kyoi-ren.gr.jp/\\_userdata/pdf/report/R05\\_1bukai.pdf](http://www.kyoi-ren.gr.jp/_userdata/pdf/report/R05_1bukai.pdf)>

(18) 山村滋「小規模公立高校と大学教育の機会—教育課程の比較分析—」『高等教育研究』11集，2008，p.188. <[https://doi.org/10.32116/jaher.11.0\\_185](https://doi.org/10.32116/jaher.11.0_185)>

### (3) 小規模化のメリット・デメリット

学校の小規模化による利点としては、生徒一人一人に目が届きやすく、きめ細やかな指導や支援が行いやすい、学校施設に余裕があり、教材・教具などを生徒に行き渡らせやすい、様々な活動において一人一人が活躍できる場が増える（発言やリーダーを務める機会等の増加）などがある。

一方、進路希望に応じた科目開設など多様な生徒のニーズへの対応が困難である<sup>(19)</sup>、生徒間の人間関係が固定化しやすい、多様な意見に触れる機会が少なくなる、学校行事や部活動などの制約が大きくなる等のデメリットがある<sup>(20)</sup>。また、人口減少が続く中での県立高等学校の小規模化の進行は、高等学校の活力・多様性の低下、高等学校の魅力低下の一因となり、更に地域外・県外の高等学校への進学、地域の活力の低下へとつながり、ますます高等学校の小規模化が進むという、地域と高等学校が共に疲弊する「負のスパイラル」に陥る懸念もある<sup>(21)</sup>。

## Ⅱ 人口減少下における公立高等学校の再編整備の状況

このような人口減少の影響を背景に、多くの都道府県にとって課題となるのが、学校の統廃合を含む今後の高等学校の再編整備である。都道府県教育委員会へのアンケート調査においても、高等学校教育に係る課題感が大きい問題（項目）として「生徒数減少下における最適な学校統廃合の推進」を選択した教育委員会が約7割と最も高くなっている<sup>(22)</sup>。

### 1 経緯

高等学校の再編整備が問題となったのは生徒数が減少を始めた平成以降であり、多くの都道府県において公立高等学校の再編整備の検討が本格化したのは平成10年代以降とされる<sup>(23)</sup>。策定期間や計画期間等は各都道府県によって異なるが、いずれの都道府県でも高等学校の再編整備や教育改革を内容とする計画が策定、実施されてきた<sup>(24)</sup>。その後再編整備が一旦終了した例もあれば<sup>(25)</sup>、改訂等の検討を進めている例（秋田県<sup>(26)</sup>、山形県<sup>(27)</sup>）もある。

(19) 小規模校（普通科の生徒数240人（1学年80人）以下の学校）には進学率の低い学校が多いことが大学進学向けの科目（例：理系志望者向けの化学Ⅱ）の開設率の低さの理由の一つと考えられるとされている。そして、地理・歴史・理科の開設状況を全国と比べると、小規模校では発展的な選択科目（大学受験科目となる場合が多いB／Ⅱ科目）を開設していない割合が全国と比べて高く、大学受験には不利との指摘がある（同上, pp.185-205）。

(20) 小野善郎ほか「移行支援としての高校教育の未来図」小野善郎・保坂亨編著『移行支援としての高校教育 続々（変動する社会と岐路に立つ高校教育の行方）』福村出版, 2023, p.237。

(21) 第6期きのくに教育審議会「これからの県立高等学校の在り方について—高等学校が地域とともに持続可能な存在であるために— 答申」2020.8, p.2. 和歌山県ウェブサイト <[https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/500100/d00204245\\_d/fil/dai6ki\\_toushin.pdf](https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/500100/d00204245_d/fil/dai6ki_toushin.pdf)>

(22) 回答数は22団体（複数回答可）。阿部剛志「公立高等学校における不断の改革・改善に向けて求められる「評価・診断」の在り方—公立高等学校設置者である教育委員会に対するアンケート結果より—」2024.5.28, p.4. 三菱UFJリサーチ & コンサルティングウェブサイト <[https://www.murc.jp/wp-content/uploads/2024/05/seiken\\_240528\\_01.pdf](https://www.murc.jp/wp-content/uploads/2024/05/seiken_240528_01.pdf)>

(23) 屋敷和佳「全国の公立高校再編整備の状況」『月刊高校教育』50巻12号, 2017.11, pp.32-33。

(24) 『地方創生と教育行政』前掲注(16), p.89。

(25) 平成30（2018）年10月時点で石川県、福岡県、熊本県、大分県が該当する（同上, pp.89-90）。ただし、熊本県では令和6（2024）年度に学校規模・学校配置や魅力化に向けた今後の取組の方向性等に関する協議を開始した。大分県は、再編整備の具体的基準ではないが、学級規模について「従来の適正規模の考え方を基本としつつ、遠隔教育の可能性を考慮しながら柔軟に対応していく方向で、高校の維持・活性化を図っていく」との方針を示した「大分県立高等学校未来創生ビジョン」を策定した。「県立高等学校あり方検討会（令和6年度設置）」熊本県ウェブサイト <<https://www.pref.kumamoto.jp/site/kyouiku/210888.html>>; 大分県教育委員会「大分県立高等学

## 2 内容・特徴

小中学校の数の削減が「統合」「統廃合」と呼ばれるのに対し、高等学校は「再編整備」などと呼ばれることが多い。その理由は、高等学校の再編整備が単に学校の量的調整を図るだけでなく、廃止となる学校の機能を他の学校が受け持つなど様々な形で学校間の補完・連携・調整を行うためであり、再編整備が教育体制や教育活動の改善を狙う教育改革の方策として位置付けられるためとされる<sup>(26)</sup>。主なパターンとして、単独で規模を縮小し、課程・学科の改変や募集停止による閉校（休校・廃校）等を行う場合、あるいは2校以上の複数校を1校に統合し、他方を分校化又は閉校して課程・学科の改変等を行う場合が見られる<sup>(29)</sup>。

各都道府県が策定する再編整備に係る計画の主な内容には、①高等学校の魅力化に向けた取組の方針（例：普通科における特色づくり、グローバル化に向けた取組の充実、地域との連携促進）、②高等学校の望ましい学校規模の設定（1学年当たりの適切な学級数の設定）、③統廃合の基準の設定に関する内容が含まれる場合が多い<sup>(30)</sup>。また、近年の動向として、小規模校を許容する流れがあること、従来との違いとして、再編整備を行う前に高等学校の活性化を優先する方針を採る例や、新たな再編整備を積極的に打ち出すのではなく、魅力ある高等学校づくりを目指す計画を策定する例も見られることが指摘されている<sup>(31)</sup>。公立高等学校の再編整備に係る計画・指針等の最近の策定例を表2にまとめた<sup>(32)</sup>。

表2 近年の再編整備に係る計画等の策定例

|     | 適正規模・再編整備の主な考え方   |
|-----|---|
| 北海道 | <p>「これからの高校づくりに関する指針（改定版）」（令和5（2023）年3月策定）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 毎年策定する公立高等学校配置計画（3年間の配置計画及びその後の見通し）のための基本指針。</li> <li>・ 望ましい学校規模は明記せず（地域により異なるとの考えを採る。）。参考として以前の指針における考え方を末尾に掲載（可能な限り1学年4～8学級（全日制の場合））。</li> <li>・ 当該市町村・圏域内に所在する高等学校以外への通学が困難な市町村については、進学希望者に見合う定員の確保と地域とつながる活力と魅力のある高等学校づくりの推進を行う。1学年40人以上欠員の場合は学科を再編整備する。1学年1学級の学校は、第1学年在籍者が2年連続で20人未満（離島や地域連携校<sup>(注1)</sup>等の場合は2年連続10人未満）の場合、再編整備を行う。</li> </ul> |
| 栃木県 | <p>「第三期県立高等学校再編計画」（令和6（2024）年度～令和17（2035）年度）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 適正規模は4～8学級（1学級は40人）。</li> <li>・ 県周縁部に位置する一部学校への特例がある（3学級特例校、2学級特例校）。</li> <li>・ 2学級特例校の場合、2学級での募集開始から3年日以降に入学者が2年連続で募集定員の3分の2未満となった場合、地元地域との十分な協議の上で、原則統合等を行い募集停止とする。</li> </ul>  |

- 校未来創生ビジョン」2024.3, p.13. 大分県ウェブサイト <<https://www.pref.oita.jp/uploaded/attachment/2211569.pdf>>
- (26) 「「第八次秋田県高等学校総合整備計画（素案）」について」2024.6.21 更新. 秋田県ウェブサイト <<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/82282>>
- (27) 「県立高校の将来の在り方検討委員会」山形県ウェブサイト <<https://www.pref.yamagata.jp/700013/koko/20240401kenritsukoukouounoarikatakentou.html>>
- (28) 屋敷和佳「高校再編整備にみる都道府県の教育改革」『月刊高校教育』41巻1号, 2008.1, pp.30-31.
- (29) 梶輝行「少子・人口減少をめぐる教育行政の転換と公立高校の未来像」『月刊高校教育』50巻12号, 2017.11, pp.38-39.
- (30) 文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課教育制度改革室「小中学校及び高等学校の統廃合の現状と課題」（平成29年度第2回過疎問題懇談会 配布資料3-1）2017.10.2, p.14. 総務省ウェブサイト <[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000513102.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000513102.pdf)>
- (31) 『地方創生と教育行政』前掲注(16), pp.95-96.
- (32) 全国の動向を取りまとめた近年の資料として、「都道府県立高等学校の適正規模及び統廃合の基準に係る調査結果」（第5回魅力ある府立高校づくり懇話会 参考資料5）2023.2.28. 京都府教育委員会ウェブサイト <<https://www.kyoto-be.ne.jp/koukyou/kaikaku/> 第5回懇話会資料①～⑤.pdf>; 『地方創生と教育行政』同上, pp.88-95 など。

|     |   |
|-----|---|
| 愛媛県 | 「愛媛県県立学校振興計画」(令和 5 (2023) 年度～令和 14 (2032) 年度)<br>・ 適正規模は 3～8 学級 (基本)。<br>・ 地域への配慮として、1 市町に高等学校が 1 校のみ又は島しょ部等にある場合、1 市町につき 1 校に限り特別の統廃合基準を適用する「魅力化推進校」に認定できる。そのほか、統廃合基準、キャンパス制 <sup>(注2)</sup> 、入学定員 (競争倍率、通学区域、全国募集) の基準・考え方が提示されている。 |
|-----|---|

- (注1) 1 学年 1 学級の高等学校のうち、地理的状况等から再編が困難であり、かつ地元からの進学率が高い学校。  
 (注2) キャンパス制は、統合等の際に複数の校地を活用する制度。一つの校地にまとめるデメリットがメリットを上回る場合に用いられる (県内初の適用例として、しまなみ海洋高校 (仮称。令和 8 (2026) 年開校予定))。  
 (出典) 北海道教育委員会「これからの高校づくりに関する指針 改定版」2023.3. <[https://www.dokyoi.pref.hokkaido.lg.jp/fs/8/2/3/5/8/0/0/\\_/02\\_これからの高校づくりに関する指針改定版.pdf](https://www.dokyoi.pref.hokkaido.lg.jp/fs/8/2/3/5/8/0/0/_/02_これからの高校づくりに関する指針改定版.pdf)>; 栃木県教育委員会「第三期県立高等学校再編計画」2024.1. 栃木県ウェブサイト <<https://www.pref.tochigi.lg.jp/m01/saihen/documents/20240405160250.pdf>>; 愛媛県教育委員会「愛媛県県立学校振興計画」2023.3. <<https://chime-c.esnet.ed.jp/koukou/shinkou/shiryou/R5keikaku.pdf>> 等を基に筆者作成。

### 3 再編整備を行う意義・影響

再編整備を行う意義 (成果やメリット) として、適正規模の学級数を満たす学校の増加や部活動等の集団活動の充実、地域ニーズに応じた新たな学校・学科等の設置による志願者数の増加、生徒のニーズに応じた多様な教育の提供などがある<sup>33)</sup>。また学校を残すことは、校舎維持等の負担につながり、財政的に小規模校への教員や予算配分が難しい場合もある<sup>34)</sup>。

一方、特に再編整備により学校が無くなる場合、生徒や地域への影響が問題となる。全国 1,741 市区町村のうち、公立高等学校が 1 校のみ立地している自治体数は 607 (34.9%) (令和 5 (2023) 年 5 月 1 日時点) あるとされ<sup>35)</sup>、こうした地域で学校が無くなることは、社会活力の低下や統合に伴う通学上の問題 (交通費負担や通学距離の負担増等) を生じ得ることが懸念される。高等学校が統廃合されずに残った市町村と統廃合により高等学校が無くなった市町村の 15～17 歳人口を比較すると、学校が統廃合されずに残った市町村の方が、人口減少が緩やかであったとの調査報告もある<sup>36)</sup>。

このように、多様な学びを実現するために一定規模の維持の重要性を指摘する声がある一方、小規模であっても学校の存続を求める声もあり、再編整備に対する地域住民の理解を得ることにしばしば困難を生じている<sup>37)</sup>。

## 4 再編整備と高等学校の魅力化

### (1) 高等学校の魅力化

II-2 で述べたように、再編整備に係る計画の主な内容には、高等学校の魅力化に向けた取

- 33) 文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課教育制度改革室 前掲注30, p.15.  
 34) 金子玄・樋口修資「教職員定数及び配置数からみた公立高等学校の再編・整備に関する一考察」『明星大学研究紀要 教育学部』6号, 2016.3, p.42. <<https://meisei.repo.nii.ac.jp/records/852>>; 「地域は国の指示待ち脱せ 大正大特任教授 片山善博氏」『日本経済新聞』2023.1.28. なお、新たに再編・整備を行う場合も初期投資が一定程度必要とも指摘している。  
 35) 「検討を進めるための参考資料」(第 14 回高等学校教育の在り方ワーキンググループ 参考資料 5) 2024.9.12, p.6. 文部科学省ウェブサイト <[https://www.mext.go.jp/content/20240912-mxt\\_00036-000037873\\_05.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20240912-mxt_00036-000037873_05.pdf)> なお、公立高等学校が 0 校の自治体数は 501 (28.8%) であり、高等学校がない又は 1 校のみ立地している市区町村数を合わせると 1,108 (63.6%) あるとされる。  
 36) 阿部剛志・喜多下悠貴「高校存続・統廃合が市町村に及ぼす影響の一考察—市町村の人口動態からみた高校存続・統廃合のインパクト—」2019.11.22. 三菱 UFJ リサーチ & コンサルティングウェブサイト <[https://www.murc.jp/library/report/seiken\\_191122\\_1/](https://www.murc.jp/library/report/seiken_191122_1/)>; 同「高校存続・統廃合が市町村に及ぼす影響の一考察②—市町村の人口動態からみた高校存続・魅力化のインパクト—」2022.3.10. 同 <[https://www.murc.jp/library/report/seiken\\_220310\\_1/](https://www.murc.jp/library/report/seiken_220310_1/)>  
 37) 「県立高校再編「大規模校の維持が重要」 県総合教育会議、現学校数は「不可能」」『北日本新聞』2024.2.13. <<https://webun.jp/articles/-/550736>>; 「少子化 進む高校統廃合計画 地域は不満「県教委の説明ない」」『東京新聞』2022.9.20; 「県立高再編 県教委、最終案を承認 反対住民「説明会は形ばかり」」『毎日新聞』(岩手) 2021.5.25.

組を含む場合が多く見られる。高等学校の魅力化は、島根県の離島において地域と高等学校が互いの資源を利活用して地域活性化（地方創生）と高等学校改革を連動して行った取組を起源に持つものであり、それが全国的に拡大し、令和4（2022）年開始の高等学校の普通科改革（Ⅲ-2参照）の柱の一つにもなったとされる<sup>(38)</sup>。地方創生政策においても高等学校の魅力向上は、地方部への人の流れを作るためのキーワードとなっている（Ⅲ-1参照）。

生徒数の減少が進む中、生徒を募集するという特徴を持つ高等学校では、他校との違いを特色という形で魅力的に打ち出さなければ募集定員を満たせない現状も指摘されており<sup>(39)</sup>、特色のない学校は生徒の募集が難しいとの声もある<sup>(40)</sup>。

## (2) 地域による様々な取組

学校や地域が中心となった取組も様々に行われている。例えば、小規模校の存続に向けた地域による具体策には二つの方向性があると指摘される<sup>(41)</sup>。一つは、都道府県立の高等学校のまま、地域の自治体等が中心となって設置者と協議しながら、地域全体で高等学校の魅力化を図り、全国募集などの取組を行うことにより、入学者数の増加、学校の存続を目指すという方向性である。高等学校の魅力化を提唱する取組には、生徒の全国募集、寮の整備、公設塾の開設、地域の特色をいかした教育の提供などを柱とする傾向が見られる（取組例として表3）<sup>(42)</sup>。また、こうした取組に、教育委員会だけでなく首長部局が関与して行う自治体も増えているとされる<sup>(43)</sup>。

もう一つは、設置者に存続を求めても要望が受容されない場合に都道府県から市町村への移管を求め、自ら設置者となることを選択する方向性である（例：北海道奥尻高等学校）。実際に市町村に移管された事例は多くないが、市町村から希望があった場合の対応について公立高等学校の再編整備方針の中で言及する例も見られる<sup>(44)</sup>。

(38) 樋田有一郎「人口減少県の高校魅力化から全国の普通科の特色化・魅力化へ—どのように離島の高校改革が全国の高校改革に展開したか—」『山陰研究』14号（別冊）2021.12, p.1. <<https://ir.lib.shimane-u.ac.jp/54311>>

(39) 金子・樋口 前掲注(34), pp.39-40.

(40) 「現職校長も嘆く「特色ない金太郎アメのような学校では…」公立高68校中58校が“定員割れ” 一方で高まる私学人気、10年間で26→34%に増 県教委は統廃合に慎重姿勢」『南日本新聞デジタル』2024.8.8. <[https://373news.com/\\_news/storyid/199318/](https://373news.com/_news/storyid/199318/)>; 「進む少子化 選ばれる県立高を」『朝日新聞』（愛媛）2022.12.30.

(41) 高橋興「設置者変更による小規模高校存続策で必要な取り組みと課題に関する研究—北海道大空高校を事例として—」『教育ガバナンス研究』6巻, 2023.3, pp.53-54. <<http://hdl.handle.net/10424/00009899>>

(42) 樋田有一郎「高校魅力化における「地域の特色を生かした教育」のあり方を考える—学習目標と学習効果の整合性に着目して—」『早稲田大学大学院教育学研究科紀要 別冊』27号-2, 2019, p.52. <<http://hdl.handle.net/2065/00065336>>

(43) 高橋興「公立学校が立地する市町村による高校魅力化への取り組みに関する研究（都道府県立高校が1校のみ立地する市を対象とした調査結果を中心として）」（青森学術文化振興財団2020年度助成研究）2021.2, p.13. 青森中央学院大学・青森中央短期大学学術機関リポジトリ <<https://acguajc.repo.nii.ac.jp/records/211>>

(44) 愛媛県は関係市町から市町立への移管の申出がある場合、協議を行うとする。愛媛県教育委員会「愛媛県県立学校振興計画」2023.3, p.20. <<https://ehime-c.esnet.ed.jp/koukou/shinkou/shiryou/R5keikaku.pdf>>

表3 地域による小規模高等学校の支援例

|  |
|--|
| <p><b>島根県立隠岐島前高等学校（島根県海士町）</b><br/>                 離島に位置する1学年2学級（普通科、地域共創科各1学級）の学校。同校長、近隣3町村（海士町、西ノ島町及び知夫村）の町村長、議長、教育長、中学校長らで「隠岐島前高等学校の魅力化と永遠の発展の会」を結成。平成21（2009）年に「隠岐島前高校魅力化構想」を策定し、「高校魅力化プロジェクト」を開始した。全国から生徒を募集する島留学、島親制度（地域住民による島留學生の支援）、学校・地域連携型公立塾の設立等を行う。また、平成26（2014）年に島前地区3町村の出資により設立された「島前ふるさと魅力化財団」がコーディネーターや公立塾職員の雇用・運営等を行う。</p> |
| <p><b>広島県立加計高等学校（広島県安芸太田町）</b><br/>                 中山間地域に位置する1学年1学級（普通科）の学校。県の再編整備基準に迫る定員割れが続く中、平成8（1996）年に同校及び近隣町村の関係者により「加計高校を育てる会」を設立して通学費支援、公営塾の設置、クラブ活動支援、国際交流の推進、生徒の全国募集などを行っている。町予算における加計高校支援事業費（公営寮の指定委託管理料、公営塾支援、同会への支援等を含む。）は4078万円（令和6（2024）年度）。</p>   |

（出典）宮町良広「第9章 高校魅力化による人材養成と地域づくり」宮町良広ほか編『地域学—地域を可視化し、地域を創る—』古今書院、2024、pp.96-104；島前ふるさと魅力化財団ウェブサイト<<https://www.okidozen.jp/>>；「加計高 生徒の力で人気校 定員割れ一転 23年度入試は2.12倍」『中国新聞』2023.4.6；「100人の輝き 加計高の挑戦 上-下」『読売新聞』（広島）2023.11.9-11；「安芸太田町予算説明資料 令和6年度」p.28。安芸太田町ウェブサイト<<https://www.akiota.jp/uploaded/attachment/6971.pdf>>；その他各自治体、各学校のウェブサイト等を基に筆者作成。

### Ⅲ 国の政策に見る地域と高等学校の関わり

高等学校（特に普通科高等学校）は、市区町村立が多い小中学校、地域産業との関わりがある専門高校等と比べて、地域社会との関係性が希薄であったと言われる<sup>45)</sup>。他方、政府は国全体として、平成26（2014）年以降、人口減少の進行と東京一極集中への対応のため、地方創生政策を推し進めてきた。特に平成30（2018）年頃から地域における高等学校が果たす役割に注目が集まるようになった。Ⅲでは、地方創生政策において高等学校にどのような役割が期待されているか、近年の高等学校教育改革と地域・少子化の問題がどう関わっているかについて、主な政策文書等の記述から確認する<sup>46)</sup>。

#### 1 地方創生政策等に見る高等学校の役割と期待

##### (1) 平成30（2018）年の「骨太の方針」及び「まち・ひと・しごと創生基本方針」

政府の重要課題や政策の基本的方向性を示す「経済財政運営と改革の基本方針」（骨太の方針）は、経済成長のための人づくりを重視し、教育による人材育成を投資と捉える見方を強めてきたと言われている<sup>47)</sup>。特に、少子高齢化の克服と持続的な成長経路の実現を副題に掲げた平成30（2018）年の骨太の方針では、「地域振興の核としての高等学校の機能強化」の推進が明記された<sup>48)</sup>。同日公表の「まち・ひと・しごと創生基本方針2018」においても、地方部への新し

45) 『地方創生と教育行政』前掲注16, p.80；喜多下悠貴「なぜ、いま「高校生と地域」が注目されるのか（前編）—「高校生と地域」をめぐる新潮流（1）—」2018.6.19。三菱UFJリサーチ&コンサルティングウェブサイト<[https://www.murc.jp/library/column/sn\\_180619/](https://www.murc.jp/library/column/sn_180619/)> 高等学校への関心が高まった背景には、学習指導要領改訂や高大接続改革などの教育改革の潮流と地方創生の潮流が交わって高校生の学びや進路選択の在り方に焦点が当たったこと、また、教育政策と地域政策それぞれの観点から互いが持つ資源や強みの活用への期待があったとされる。

46) 平成26（2014）年以降の地方創生、教育等の国の文書における高等学校に関する記述の変遷を取りまとめたものとして、南部初世「今次高等学校教育改革の意味—「高等学校の特色化・魅力化」政策の文脈分析—」『名古屋大学大学院教育発達科学研究科紀要（教育科学）』68巻2号、2022.3、pp.39-54。<<https://doi.org/10.18999/nueduca.68.2.39>>；樋田 前掲注38, pp.57-80。Ⅲの記述は両論文を主に参照した。

47) 南部 同上、p.48。

48) 「経済財政運営と改革の基本方針2018—少子高齢化の克服による持続的な成長経路の実現—」（平成30年6月

いひとの流れを作るための具体的取組として「地方創生に資する高等学校改革の推進」が項目化され、地域人材育成において高等学校が重要な役割を担うと指摘された<sup>49)</sup>。

## (2) 第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和元（2019）策定・令和2（2020）年改訂）

第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（第2期総合戦略）<sup>50)</sup>でも、東京一極集中の是正を目指して基本目標の一つ「地方への新しいひとの流れ」を作ることが掲げられた<sup>51)</sup>。特に若者について、高等学校の段階で地域を知り、親しむ機会の創出が重要であるとして、高等学校の機能強化等（①地域と高等学校の連携による地域課題の解決等の探求的な学びの実施、②高校生が他の地域の高等学校で学ぶ「地域留学」の推進、③地方企業を知る機会の提供及び早期からの職業意識の形成）を進めるとした<sup>52)</sup>。②の地域留学に関しては、内閣府（地方創生推進室）が「高校生の地域留学の推進のための高校魅力化支援事業」を行っている<sup>53)</sup>。

## (3) デジタル田園都市国家構想以降

こうした方向性は、デジタル田園都市国家構想に係る各文書からも看取できる。「デジタル田園都市国家構想基本方針」（令和4（2022）年6月）は、「デジタルの力を活用した地方の社会課題解決」を掲げており、「人の流れをつくる」ための取組方針の一つとして「地方大学・高校の魅力向上」を示し<sup>54)</sup>、新しい時代に対応した高等学校教育改革を推進するとした。また、そのための具体的取組として、複数の高等学校の連携・協働により、単一の学校では実現できない多様な学びを提供する取組の推進や、小規模高等学校におけるICTを活用した教育環境改善のためのネットワーク構築などが掲げられた<sup>55)</sup>。直近の「デジタル田園都市国家構想総合戦略（2023改訂版）」でも同様に、地方部の高等学校の魅力向上や、遠隔教育の推進等が掲げられた<sup>56)</sup>。

15日閣議決定）p.30. 内閣府ウェブサイト <[https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/cabinet/honebuto/2018/2018\\_basicpolicies\\_ja.pdf](https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/cabinet/honebuto/2018/2018_basicpolicies_ja.pdf)>

49) 「まち・ひと・しごと創生基本方針2018」（平成30年6月15日閣議決定）p.23. 地方創生ウェブサイト <<https://www.chisou.go.jp/sousei/info/pdf/h30-06-15-kihonhousin2018hontai.pdf>>

50) 当初計画期間は令和2（2020）～令和6（2024）年度。デジタル田園都市国家構想の始動により、同戦略は「デジタル田園都市国家構想総合戦略」（令和4年12月23日閣議決定）に変更された。

51) 第2期総合戦略では、第1期（「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（平成26年12月27日閣議決定））において「しごと」を起点として「まち」に活力を取り戻すことを目指したのとは異なり、先に「ひと」を呼び込み交流を深める中で「しごと」を生み出す手法や、地域資源をいかした「まち」の魅力向上によって「ひと」を呼び込む手法など、地域の特性に合わせた手法を選択し、まち・ひと・しごとの好循環を生み出すという方針が掲げられたと指摘される。「地方創生からデジタル田園都市構想への展開」2024.10.10. 平和政策研究所ウェブサイト <[https://ippjapan.org/pdf/ipp\\_info-chiho\\_20241010.pdf](https://ippjapan.org/pdf/ipp_info-chiho_20241010.pdf)>

52) 「第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略（2020改訂版）」」（令和2年12月21日閣議決定）pp.54-55. 地方創生ウェブサイト <<https://www.chisou.go.jp/sousei/info/pdf/r02-12-21-senryaku2020.pdf>>

53) 将来の関係人口創出・拡大の観点から、高校段階での地域留学推進のため、高等学校の魅力化に取り組む地方公共団体の支援を目的として平成30（2018）年度に開始された。令和2（2020）年度からは高校2年の1年間、他の高等学校に通う「地域みらい留学365」（地域高2留学）を推進している。令和6（2024）年度予算額は、1億4500万円（令和7（2025）年度概算要求額も同額）。「高校生の地域留学推進のための高校魅力化支援事業」地方創生ウェブサイト <<https://www.chisou.go.jp/sousei/about/chiikiriyugaku/index.html>>; 内閣府「予算概算要求の概要 令和7年度」2024.8, p.16. 内閣府ウェブサイト <[https://www.cao.go.jp/yosan/soshiki/r07/gaiyou\\_r07\\_teisei.pdf](https://www.cao.go.jp/yosan/soshiki/r07/gaiyou_r07_teisei.pdf)>

54) 「デジタル田園都市国家構想基本方針」（令和4年6月7日閣議決定）p.11. 内閣官房ウェブサイト <[https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/digital\\_denen/pdf/20220607\\_honbun.pdf](https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/digital_denen/pdf/20220607_honbun.pdf)>

55) 同上, pp.62-63.

56) 「デジタル田園都市国家構想総合戦略（2023改訂版）」（令和5年12月26日閣議決定）pp.14, 21. 内閣官房ウェブサイト <[https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/digital\\_denen/pdf/20231226honbun.pdf](https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/digital_denen/pdf/20231226honbun.pdf)>

さらに、令和6(2024)年6月に公表された、この10年間の地方創生の取組の成果や課題に関する報告書「地方創生10年の取組と今後の推進方針」においても、「東京圏への過度な一極集中への対応」という課題に対して、地方部への人の流れを促す「高校の魅力向上」を進める方針が改めて示されている<sup>57)</sup>。

## 2 近年の高等学校教育改革と地域・少子化問題

### (1) 地方創生政策開始直後

平成27(2015)年3月、教育再生実行会議(当時)<sup>58)</sup>が地方創生に向けた教育の在り方等に関する提言を公表し、地域と協働した新しい人材育成の必要性を指摘すると<sup>59)</sup>、同提言の後、中央教育審議会(中教審)答申(平成27(2015)年12月)がコミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)や地域学校協働本部の推進等を提言した<sup>60)</sup>。高等学校魅力化の動きを早い段階で中央教育行政の施策に取り入れたのが、このコミュニティ・スクール等の推進の動きであったとされる<sup>61)</sup>。同答申では、高等学校における地域や社会の参画・協力の促進は学校運営の改善やキャリア教育の推進、学校の魅力化、特色づくりに資すると言及し、国は高等学校のコミュニティ・スクール推進等の高等学校魅力化の取組を支援する必要があるとした<sup>62)</sup>。

### (2) Society5.0に向けた人材育成と地域

また、我が国における将来の社会像としてSociety5.0が打ち出されると<sup>63)</sup>、平成30(2018)年6月、文部科学大臣の下でSociety5.0における人材像や今後の教育政策の方向性に関する報告書「Society5.0に向けた人材育成—社会が変わる、学びが変わる—」が取りまとめられた。

57) 内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局・内閣府地方創生推進事務局「地方創生10年の取組と今後の推進方向」2024.6.10, p.6. <[https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/digital\\_denen/dai16/siryoushi-2.pdf](https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/digital_denen/dai16/siryoushi-2.pdf)>

58) 平成25(2013)年から令和3(2021)年まで設置されていた、教育改革を提言する内閣総理大臣の私的諮問機関。21世紀の日本にふさわしい教育体制の構築を目的としていた。矢野武「教育再生実行会議」『日本大百科全書(ニッポニカ)』(JapanKnowledge Lib)

59) 教育再生実行会議「「学び続ける」社会、全員参加型社会、地方創生を実現する教育の在り方について(第六次提言)」2015.3.4, p.12. 首相官邸ウェブサイト(国立国会図書館インターネット資料収集保存事業(WARP)により保存されたページ) <[https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/9613943/www.kantei.go.jp/jp/singi/kyouikusaisei/pdf/dai6\\_1.pdf](https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/9613943/www.kantei.go.jp/jp/singi/kyouikusaisei/pdf/dai6_1.pdf)>

60) 「コミュニティ・スクール」は、学校運営協議会(保護者や地域住民等の委員で構成される、学校運営等に関する協議を行う合議制機関)を置く学校をいう。平成16(2004)年に制度化され(「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第47条の5)、教育再生実行会議第6次提言や中教審答申を受けて、平成29(2017)年の法改正によりその設置が努力義務化された。公立高等学校での導入率は37%(令和6(2024)年度)。「地域学校協働本部」は、地域学校協働活動を通じた「学校を核とした地域づくり」を推進するための体制として、多様な地域住民や団体等が参画して形成される緩やかなネットワークをいう。公立高等学校における地域学校協働本部の整備率(地域学校協働本部のコーディネートの下で様々な地域学校協働活動を行っている学校の割合)は19%(令和6(2024)年度)。高妻紳二郎編著『新・教育制度論—教育制度を考える15の論点—第2版』ミネルヴァ書房, 2023, pp.165-166, 170-171;「令和6年度コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動実施状況調査(概要)」2024.11.5, pp.3, 5. 文部科学省ウェブサイト <[https://www.mext.go.jp/content/20241105-mxt\\_chisui02-000038660\\_2.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20241105-mxt_chisui02-000038660_2.pdf)>;「令和6年度コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動実施状況調査の結果(概要)補足資料」2024.11.5, pp.2, 9. 同 <[https://www.mext.go.jp/content/20241105-mxt\\_chisui02-000038660\\_3.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20241105-mxt_chisui02-000038660_3.pdf)>

61) 樋田 前掲注<sup>38)</sup>, p.67.

62) 中央教育審議会「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について(答申)」2015.12.21, pp.25, 26, 37. 文部科学省ウェブサイト <[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/\\_icsFiles/afildfile/2016/01/05/1365791\\_1.pdf](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/_icsFiles/afildfile/2016/01/05/1365791_1.pdf)>

63) 第5期科学技術基本計画(平成28年1月22日閣議決定)により打ち出された、狩猟採集社会、農耕社会、工業社会、情報社会に続く、IT(情報技術)やAI(人工知能)を駆使して作り上げる次世代の社会像。中島秀之「ソサエティ5.0」『日本大百科全書(ニッポニカ)』前掲注<sup>58)</sup>

取り組むべき施策の一つとして地域の良さを学びコミュニティを支える人材の育成を挙げ、高等学校については、自治体・高等教育機関・産業界の連携による地域人材育成の推進、地方創生の核となる、生徒が「やりたいこと」を見付けることができる教育機関への転換等を掲げた<sup>64</sup>。

こうした流れや新高等学校学習指導要領(平成30(2018)年3月)等を踏まえて、平成30(2018)年8月、文部科学省は各都道府県・指定都市の教育委員会や知事等に対し、高等学校と地域との協働の取組を推進するよう求める通知を発出した<sup>65</sup>。また、高等学校が自治体、産業界等とコンソーシアムを構築して地域課題解決等の探究的な学びを実現する取組の推進により、地域振興の核としての高等学校の機能強化を図る「地域との協働による高等学校教育改革推進事業」を実施した<sup>66</sup>。

### (3) 「令和の日本型学校教育」と高等学校の特色化・魅力化（普通科改革等）

令和元(2019)年5月、教育再生実行会議は、高等学校教育をテーマとした第11次提言を取りまとめ、約7割の生徒が在籍する普通科について、各学校がその教育理念に基づき選択可能な学習の種類の枠組みを国が示すこと(例として、「地域課題の解決を通じた探究的な学び」を含む4類型を提示)や全ての学校で教育理念を明確化し、生徒の受入れや教育課程の編成・実施等に関する方針の策定等を行うことを提言した<sup>67</sup>。

同提言等を背景に、令和3(2021)年1月、中教審は「「令和の日本型学校教育」の構築を目指して一全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現一」<sup>68</sup>を答申した。同答申では、高等学校の特色化・魅力化<sup>69</sup>として、「普通教育を主とする学科」の中に地域社会に関する学びに重点的に取り組む学科などの特色・魅力ある学科を設置し、そうした教育内容を表現する学科名称を付与することを可能にする普通科改革、各高等学校の存在意義・社会的役割等(スクール・ミッション)の再定義及び各高等学校の入口から出口までの教育活動の指針(スクール・ポリシー)の策定<sup>70</sup>、大学・地域等との連携協力体制(コンソー

64) Society5.0に向けた人材育成に係る大臣懇談会・新たな時代を豊かに生きる力の育成に関する省内タスクフォース「Society5.0に向けた人材育成—社会が変わる、学びが変わる—」2018.6.5, p.21. 文部科学省ウェブサイト <[https://www.mext.go.jp/component/a\\_menu/other/detail/\\_icsFiles/afieldfile/2018/06/06/1405844\\_002.pdf](https://www.mext.go.jp/component/a_menu/other/detail/_icsFiles/afieldfile/2018/06/06/1405844_002.pdf)>

65) 「地域との協働による高等学校改革の推進について(通知)」(30文科初第483号)2018.8.20. 文部科学省ウェブサイト <[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/kaikaku/1409268.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kaikaku/1409268.htm)>

66) 事業年度は令和元(2019)～令和4(2022)年度。取組内容別(①地域魅力化型、②グローバル型、③プロフェッショナル型の3類型)に地域協働推進校を指定し、各取組への支援や取組例・成果の検証・共有等を行った。「地域との協働による高等学校教育改革の推進」文部科学省ウェブサイト <[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/kaikaku/1407659.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kaikaku/1407659.htm)>;「令和5年度行政事業レビューシート(文部科学省) 地域との協働による高等学校教育改革推進事業」(事業番号2023-文科-22-0079)同 <[https://www.mext.go.jp/content/20230907-mxt\\_kaikesou02-000031426\\_0079.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20230907-mxt_kaikesou02-000031426_0079.pdf)>

67) 教育再生実行会議「技術の進展に応じた教育の革新、新時代に対応した高等学校改革について(第十一次提言)」2019.5.17, pp.21-23. 首相官邸ウェブサイト(国立国会図書館インターネット資料収集保存事業(WARP)により保存されたページ) <[https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11740658/www.kantei.go.jp/jp/singi/kyouikusaicei/pdf/dai11\\_teigen\\_1.pdf](https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11740658/www.kantei.go.jp/jp/singi/kyouikusaicei/pdf/dai11_teigen_1.pdf)>;「高校普通科改革を提言 教育再生実行会議「類型化」で特色」『読売新聞』2019.5.18.

68) 中央教育審議会「「令和の日本型学校教育」の構築を目指して一全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現一(答申)」2021.1.26, pp.49-58. 文部科学省ウェブサイト <[https://www.mext.go.jp/content/20210126-mxt\\_syoto02-000012321\\_2-4.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20210126-mxt_syoto02-000012321_2-4.pdf)>

69) 文部科学省は、高等学校には初等中等教育段階の最後の教育機関として高等教育機関や実社会との接続機能や、生徒一人一人が持続可能な社会の創り手になることを後押しするために「生徒を主語にした」特色・魅力ある高等学校教育の実現が求められていると説明する。「各高等学校の特色化・魅力化」文部科学省ウェブサイト <[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/kaikaku/1358056\\_00001.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kaikaku/1358056_00001.htm)>

70) スクール・ミッションの再定義(各高等学校の存在意義や社会的役割の明確化)、スクール・ポリシー(①入学者受入れ、②教育課程の編成及び実施、③卒業までに育成を目指す資質・能力に関する三つの方針)の策定により、各校の状況(個性や独自性)を整理して将来に向けた工夫・改善を考える基点とし、各学校が生徒

シラムなど)の整備という改革の方向性が示された<sup>(71)</sup>。ここで示された普通科改革等の内容は、令和3(2021)年3月の学校教育法施行規則等の改正によって令和4(2022)年度から実施されている<sup>(72)</sup>。同答申は、複数校との連携・協働体制の構築、遠隔授業や学校間連携等の活用といった、自校だけでは困難な教育活動の実施が求められる小規模校への制度的・財政的措置の必要性も指摘した<sup>(73)</sup>。

さらに、令和4(2022)年10月には中教審に「高等学校教育の在り方ワーキンググループ」が設置された<sup>(74)</sup>。「中間まとめ」(令和5(2023)年8月)では、高等学校教育の実態が地域や学校によって非常に多様であり、多様性への対応と併せて共通性の確保を進める必要があること、少子化加速地域における高等学校の課題として、小規模校の教育条件の改善や生徒が行きたいと思える学校づくり、各学校の特色化・魅力化が必要であると指摘している<sup>(75)</sup>。

## IV 小規模化への対応—遠隔授業を例として—

I～Ⅲにおいて、生徒数の減少等を受けて高等学校の再編整備が課題となる一方、地方創生の観点から高等学校への期待が高まり、生徒の教育機会の確保の観点からも学校の魅力化を進め、小規模校の教育改善を進めようとする動きがあることを確認した。特に小規模校の教育条件の改善に関しては、遠隔授業等<sup>(76)</sup>のICTを活用した取組に期待する声も少なくない<sup>(77)</sup>。IVでは、特に遠隔授業の制度化・取組について現状を整理する。

### 1 遠隔授業(全日制・定時制)の制度化

高等学校における遠隔授業の制度化は、「世界最先端IT国家創造宣言」(平成25年6月14日閣議決定)を受けて策定された「IT利活用の裾野拡大のための規制制度改革集中アクションプラン」(平成25(2013)年12月)<sup>(78)</sup>等において高等学校における遠隔授業の正規授業化に

---

に保障する学習・経験、生徒の育成像、社会における存在価値等のイメージを学校内外と共有するために活用することが期待されている。川上泰彦「スクール・ミッション／ポリシーとは」『月刊高校教育』54巻7号、2021.6, p.23.

(71) 中央教育審議会 前掲注(68), pp.51-54.

(72) スクール・ポリシーの策定は令和6(2024)年度末まで経過措置。文部科学省初等中等教育局参事官(高等学校担当)「新しい時代の高等学校教育の実現に向けた制度改革について」2021.4.21, p.7. <[https://www.mext.go.jp/content/20210420-mxt\\_koukou01-000013554\\_02.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20210420-mxt_koukou01-000013554_02.pdf)>

(73) 中央教育審議会 前掲注(68), p.84.

(74) 「高等学校教育の在り方ワーキンググループについて」(中央教育審議会初等中等教育分科会高等学校教育の在り方ワーキンググループ(第1回)配布資料1)2022.11.14.文部科学省ウェブサイト<[https://www.mext.go.jp/content/20221114-mxt\\_koukou-000025927\\_1.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20221114-mxt_koukou-000025927_1.pdf)>

(75) 「高等学校教育の在り方ワーキンググループ 中間まとめ(令和5年8月)概要」文部科学省ウェブサイト<[https://www.mext.go.jp/content/20240410-mxt\\_00004-000035136\\_1.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20240410-mxt_00004-000035136_1.pdf)>

(76) 遠隔教育は、「遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育」、遠隔授業は「遠隔教育のうち授業等の中で遠隔システムを活用するもの」(合同授業型、教師支援型、教科・科目充実型のいずれかの類型による)と説明される。遠隔教育の推進に向けたタスクフォース「遠隔教育の推進に向けた施策方針」2018.9.14, pp.2, 8. 文部科学省ウェブサイト<[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/zyouhou/detail/\\_icsFiles/afieldfile/2018/09/14/1409323\\_1\\_1.pdf](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/_icsFiles/afieldfile/2018/09/14/1409323_1_1.pdf)>

(77) 「県立高 遠隔授業導入を 県教育有識者会議 知事に提言書」『読売新聞』(青森)2024.10.18; 大概達也「超少子化社会で教育機会を維持するために—「自前主義」を超えて連携・共同の活用を—」『内外教育』7155号, 2024.4.12, p.13.

(78) 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部「IT利活用の裾野拡大のための規制制度改革集中アクションプラン」2013.12.20, p.2. 首相官邸ウェブサイト(国立国会図書館インターネット資料収集保存事業(WARP)により保存されたページ)<<https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/12187388/www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/kettei/pdf/dec131220-3.pdf>>

向けた検討が示唆されたことで、文部科学省内に「高等学校における遠隔教育の在り方に関する検討会」を設置し、具体的な検討が進められた<sup>(79)</sup>。

平成 26 (2014) 年 12 月、同会議による報告書「高等学校における遠隔教育の在り方について」は、少子化や過疎化の進行、ICT の発展が進む中、離島・過疎地等の生徒に対する教育機会の確保、多様かつ高度な教育に触れる機会の提供、不登校や療養中など特別な支援が必要な生徒に対する個別学習ニーズへの対応として、原則認められていなかった全日制及び定時制課程(通学を基本とする課程)における遠隔教育を進めることを提言した<sup>(80)</sup>。

平成 27 (2015) 年 4 月、国は高等学校(全日制・定時制)における遠隔授業(教科・科目充実型)を正規の授業として制度化した<sup>(81)</sup>。これにより、受信側に当該教科の免許状を持つ教員が不在でも、遠隔教育により履修した授業について、一定の要件を満たす場合は単位を認定することが可能になった(制度概要として表 4)。また、国は遠隔授業のための支援や検証事業等を行っている<sup>(82)</sup>(表 5)。

表 4 高等学校における遠隔授業(教科・科目充実型)の制度概要

|                |   |
|----------------|---|
| 概 要            | 当該学校の教職員(当該教科の免許状の有無を問わない。)の立会いの下、当該教科の免許状を有する教師が遠隔の場所から行う授業。要件を満たす授業は正規の授業として単位認定することが可能。                                |
| 実施手法           | 同時双方向型<br>* 授業は教室等で受ける(教員が授業を行う場所以外の教室等)  |
| 生徒数            | 同時に授業を受ける生徒数は、原則 40 人以下   |
| 教 員<br>(配信側)   | 受信側の高等学校等(生徒が在籍する高等学校等)の身分を有すること<br>学校種や教科等に応じた相当の免許状を有すること   |
| 教 員 等<br>(受信側) | 当該校の教員(実施教科の免許状の有無は問わない。)の配置を要する(原則)。<br>* 令和 6 (2024) 年 4 月以降、一定の条件を満たす場合、校長の指揮監督下にある職員(学習指導員、実習助手、事務職員等)を配置することが可能となった。 |
| 学習評価           | 配信側の教員が行う(必要に応じて受信側の教員等の協力を得ながら実施する。)   |

(79) 高等学校における遠隔教育の在り方に関する検討会議「高等学校における遠隔教育の在り方について(報告)」2014.12.8, p.3. 文部科学省ウェブサイト <[https://www.mext.go.jp/component/b\\_menu/shingi/toushin/\\_icsFiles/afieldfile/2015/01/05/1354256\\_1.pdf](https://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afieldfile/2015/01/05/1354256_1.pdf)>

(80) 同上, pp.8-9. なお、高等学校には通信制課程がある(遠隔教育を行う課程がある)一方、全日制及び定時制では遠隔教育を原則認められていなかったためとされる(古塚典洋・手島純編著『ICT教育の現実と未来—学校現場での実践と課題—』彩流社, 2024, pp.181-182)。

(81) 学校教育法施行規則の改正により、メディア授業(遠隔授業)を法令上に位置付けた(第 88 条の 3 新設)。「全日制・定時制課程の高等学校の遠隔授業」文部科学省ウェブサイト <[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/kaikaku/1358056.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kaikaku/1358056.htm)> 遠隔授業の類型には「教科・科目充実型」のほか、「合同授業型」(遠隔交流学习、遠隔合同授業)、「教師支援型」(外国語指導助手(ALT)や専門家等とつないで行う遠隔授業等)がある。「合同授業型」「教師支援型」は受信側教室に当該教科の免許状を持つ教員(免許外教科担任を含む。)の立会いを要する一方、「教科・科目充実型」は当該校教員の立会いを原則要するが、免許状の教科は問わない(一定条件の下、職員による立会いも可とする)点で異なる(遠隔教育の推進に向けたタスクフォース 前掲注<sup>(76)</sup>, pp.8-12)。

(82) その他の関連施策として、平成 30 (2018) 年の「著作権法」(昭和 45 年法律第 48 号)改正がある。改正以前は遠隔合同授業に係る権利制限(対面授業を遠隔地の教室等と同時中継して授業を行う場合、著作物の複製や公衆送信等について、一定の要件の下で権利者の許諾を不要とする規定)が設けられていたものの、オンデマンド授業やいわゆるスタジオ型のリアルタイム配信授業(生徒等が不在のスタジオから遠隔地の教室等にいる生徒に対して授業を同時中継する形態の授業)等のための公衆送信の場合は個別に許諾を得る必要があったため、手続の負担等が課題として指摘されていた。また、平成 29 (2017) 年 6 月に閣議決定した「規制改革実施計画」においても、「高等学校の遠隔教育における著作権法上の問題の解決」が挙げられた。平成 30 年の著作権法改正では、教育の情報化に係る権利制限規定(第 35 条)等の整備を行い、遠隔合同授業以外の公衆送信についても、ワンストップの補償金支払いを行うことで権利者の許諾なしに著作物の公衆送信を行うことが可能となった(授業目的公衆送信補償金制度の創設等)。文化審議会著作権分科会「文化審議会著作権分科会報告書」2017.4, pp.75-76. 文化庁ウェブサイト <[https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/pdf/h2904\\_shingi\\_hokokusho.pdf](https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/pdf/h2904_shingi_hokokusho.pdf)>; 「規制改革実施計画」(平成 29 年 6 月 9 日閣議決定) 2017.6.9, p.22. 内閣府ウェブサイト <<https://www8.cao.go.jp/>>

|      |  |
|------|--|
| 上限単位 | 36単位まで（原則）<br>* 高等学校卒業までに修得すべき単位数（74単位）のうち、36単位までの授業を遠隔授業（学校教育法施行規則第88条の3に規定する教育方法）により修得することができる。<br>* 主として対面による授業を実施するものは単位数上限の算定に含める必要はない。卒業までの全ての授業の中でその一部に遠隔授業を取り入れることも可能。 |
| 対面指導 | 教科・科目等の特質に応じた相当の時間数の対面指導が別途必要<br>* 年間2単位時間 <sup>(注)</sup> 以上を確保しつつ、学校の実態や各教科・科目の特質を考慮して各学校で柔軟に設定可能（1単位科目は年間1単位時間以上でも可）。  |

(注) 高等学校学習指導要領上、1単位時間50分、1単位35単位時間が標準。

(出典) 「(2)高等学校改革の動向」(高等学校教育の在り方ワーキンググループ中間まとめ 参考資料集2/2) [2023.8], pp.63-66, 87. 文部科学省ウェブサイト <[https://www.mext.go.jp/content/20230901-mxt\\_koukou01-000031697\\_4.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20230901-mxt_koukou01-000031697_4.pdf)>; 「高等学校等におけるメディアを利用して行う授業の実施に係る留意事項」(27文科初第289号(5文科初第2030号一部改正)) 同 <[https://www.mext.go.jp/content/20240213-mxtkoukou01-000033989\\_4.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20240213-mxtkoukou01-000033989_4.pdf)>等を基に筆者作成。

表5 遠隔授業に係る近年の主な予算事業（文部科学省）

|  |
|--|
| <b>CORE ハイスクール・ネットワーク構想事業（令和3（2021）～令和5（2023）年度）</b><br>中山間地や離島等に立地する小規模高等学校の教育環境改善のためのネットワーク構築事業。ICTを活用した同時双方向型の遠隔授業、地元自治体等の関係機関との連携体制を構築し、持続的な地方創生の核としての機能強化を図ることを狙いとして、13道県教育委員会を指定して実施した。予算額（3年間の合計）は3億6300万円。 |
| <b>高等学校DX加速化推進事業（DXハイスクール）（令和5（2023）年度～）</b><br>情報、数学等の教育を重視するカリキュラムの実施、ICTを活用した文理横断的な探究的な学びの強化に必要な環境整備経費の支援を行う事業（1校当たり1000万円等の定額補助）。小規模校で未開設の理数系科目を遠隔授業で実施する場合を含む。令和5（2023）年度補正予算額は100億円、令和7（2025）年度概算要求額は107億円。  |
| <b>各学校・課程・学科の垣根を超える高等学校改革推進事業（令和6（2024）年度～）</b><br>遠隔授業や通信による教育方法を活用しつつ、地理的狀況や各学校・課程・学科の垣根を超えて多様な高校生一人一人の学習ニーズに応える新しい通学型高等学校モデルの創出及び効果的手法の検証等を行う事業。令和6（2024）年度予算額は1.2億円、令和7（2025）年度概算要求額は1.2億円。                    |

(出典) 「令和5年度行政事業レビューシート（文部科学省） 地域社会に根差した高等学校の学校間連携・協働ネットワークの構築事業（COREハイスクール・ネットワーク構想）」(事業番号2023-文科-22-0092) 文部科学省ウェブサイト <[https://www.mext.go.jp/content/20230907-mxt\\_kaikesou02-000031426\\_0092.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20230907-mxt_kaikesou02-000031426_0092.pdf)>; 文部科学省初等中等教育局「令和7年度 概算要求主要事項」2024, pp.31-32. <[https://www.mext.go.jp/content/20240827-ope\\_dev02-000037780\\_6.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20240827-ope_dev02-000037780_6.pdf)>; その他予算資料（文部科学省）等を基に筆者作成。

## 2 実施状況

全日制・定時制高等学校における遠隔教育（教科・科目充実型）は、令和3（2021）年度時点で10道府県48校において実施され、平成28（2016）年度の24校から5年で実施校数は倍増した<sup>83)</sup>。また、小規模高等学校に関するアンケート結果では、令和5（2023）年度に、20の都道府県教育委員会が小規模高等学校の正規授業として遠隔授業を実施したとされる<sup>84)</sup>。

遠隔授業の配信方法には、遠隔教育のための配信センターを整備して対象校に配信する場合、本校・分校間で配信を行う場合、その他連携校間で配信を行う場合がある。そのうち、配信センター整備の先進例としては、北海道、高知県があり<sup>85)</sup>、長崎県や新潟県など新たに配信セン

<[kisei-kaikaku/suishin/publication/170609/item1.pdf](https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/publication/followup/240531/followup.pdf)>; 規制改革推進会議「規制改革実施計画のフォローアップ結果について」2024.5.31, p.109. 同 <<https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/publication/followup/240531/followup.pdf>>; 文化庁著作権課「教育の情報化の推進のための著作権法改正の概要」2018.12, p.3. 教育の情報化に係るこれまでの著作権法改正の経緯や授業目的公衆送信補償金制度については、鳥澤孝之「GIGAスクール構想における著作権制度の課題」『レファレンス』856号, 2022.4, pp.83-99. <<https://doi.org/10.11501/12232426>>を参照。

83) 「高等学校教育関係制度の活用状況について」2023.3, p.3. 文部科学省ウェブサイト <[https://www.mext.go.jp/a-menu/shotou/kaikaku/20230331-mxt\\_koukou01-000028901\\_08.pdf](https://www.mext.go.jp/a-menu/shotou/kaikaku/20230331-mxt_koukou01-000028901_08.pdf)>

84) 全国都道府県教育長協議会第1部会 前掲注(17), pp.11-12.

85) 例として、北海道教育委員会は令和3（2021）年4月に遠隔授業配信センター（T-base）を設置し、センター長、次長、教諭23名を道の単独費によって配置して授業の配信を行っている。T-baseからの授業配信対象校は地域連携校及び離島に位置する道立高等学校の計31校で、1～3学年を対象に8教科32科目の配信を行った（令和5（2023）年度）。『読売新聞』前掲注(12); 北海道教育委員会「北海道高等学校遠隔授業ネットワーク構想—コア

ターの開設又は開設の検討を行う例も見られる<sup>86)</sup>。

## V 教育の観点から見た課題・論点

I～IVで確認した近年の公立高等学校の再編整備・小規模化の動向を踏まえた上で、教育の観点から見た主な課題・論点として、次の2点を取り上げる。

### 1 教職員の配置等に対する支援（教職員定数改善等の制度上の課題）

公立高等学校の教職員定数は、「公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律」（昭和36年法律第188号。以下「高校標準法」）に従って算出される標準定数（都道府県ごとの総数）を基に各都道府県が定めており、都道府県は地域の実情等に基づき、ある程度弾力的に各校の定員配置を定めることができる<sup>87)</sup>。また、この標準定数は国による財政補助（地方交付税）算定の際の測定単位として用いられている<sup>88)</sup>。

しかし、小規模校維持の立場から見た場合、高校標準法は教育の維持に必要な保障を果たせていないとの指摘がある<sup>89)</sup>。表6は高校標準法に基づく教職員配置数（学校規模別）を示したものである。1学年1学級の学校と4学級の学校では、教諭数に22人の差がある<sup>90)</sup>。

表6 学校規模による教職員配置数の違い（全日制普通科の場合）

|                  | 校長 | 教諭  | 養護教諭 | 事務職員 | 実習助手 | 合計  |
|------------------|----|-----|------|------|------|-----|
| 1学年4学級（収容定員480人） | 1人 | 30人 | 1人   | 3人   | 1人   | 36人 |
| 1学年1学級（収容定員120人） | 1人 | 8人  | 1人   | 1人   | 0人   | 11人 |

（出典）岩手県総務部「少子化に伴う検討課題」（第4回持続可能で希望ある岩手を実現する行財政研究会 配布資料9）2022.7.13, p.7. 岩手県ウェブサイト <[https://www.pref.iwate.jp/\\_res/projects/default\\_project/\\_page\\_/001/058/266/shiryu9\\_4shoushikakadai.pdf](https://www.pref.iwate.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/058/266/shiryu9_4shoushikakadai.pdf)> を基に筆者作成。

1学年1学級の学校に配置される定数（8人）では、外国語、数学、国語、理科、地理歴史、公民、保健体育、家庭、芸術（例：音楽、美術、書道）、情報等の全ての教科に専任教員を配置することができず、実習助手や司書の配置も難しい<sup>91)</sup>。全国都道府県教育長協議会の調査によれば、約4割の県において小規模高等学校に係る教職員配置上の配慮事項（加配配分や配置基準など）があり、また半数近い県が独自で職員を加配しており、学習指導要領の円滑な実施や指導・運営体制の構築等のためにも教職員定数の見直しや改善、加配措置の実施を望む声が

ハイスクール事業の取組と成果—」2024.1.30. 文部科学省ウェブサイト <[https://www.mext.go.jp/content/20240513-mxt\\_koukou02-000035909\\_1.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20240513-mxt_koukou02-000035909_1.pdf)>

86) 「長崎県遠隔教育センター紹介サイトへようこそ」長崎県遠隔情報サイト（長崎県教育庁教育DX推進室）ウェブサイト <<https://core-hs.news.ed.jp/npre>>; 「県立高将来構想で骨子案」『読売新聞』（新潟）2024.7.5.

87) 教育法令研究会編『教育法令コンメンタール 6』第一法規出版, 1988-（加除資料）p.4002.

88) 公立高等学校の経費（人件費等）は、施設整備や特定の教育活動への補助を除き、原則として設置者（地方公共団体）が支出する。国からの財源措置である地方交付税は一般財源のため、交付額が全額教職員の人件費に支出されるとは限らず、生徒の収容定員が同規模の学校であっても、設置者の判断により教員配置数が異なる場合もあるとされる。横井敏郎編著『教育行政学—子ども・若者の未来を拓く— 第5版』八千代出版, 2024, pp.61-62; 金子・樋口 前掲注34), pp.44, 46.

89) 篠原岳司「北海道の高校再編に見る人口減少社会の学習権保障—「地域キャンパス校」制度の検討を中心に—」『公教育システム研究』17号, 2018.7, pp.168-169. <<http://hdl.handle.net/2115/71433>>; 「小規模校の教員配置充実を北海道大空高校の校長らが要望」『教育新聞』（電子版）2024.8.26.

90) 全日制普通科の場合。専門学科（農業、水産、工業など）の場合等には別途の加算がある。

91) 篠原 前掲注89), p.168.

ある<sup>92)</sup>。

また、普通科改革によって設置可能となった新学科（地域社会学科など）や遠隔・オンライン教育等を活用した新たな教育方法の取組などの高等学校改革を進めるための支援としても、教職員定数改善を視野に入れた検討が求められている<sup>93)</sup>。遠隔授業等の検証事業に参加した教育委員会の意見でも、遠隔授業を行う教員配置等のための財政措置（教職員の加配、高校標準法の見直し等）が挙げられている<sup>94)</sup>。

## 2 遠隔授業への期待と懸念（ICTの活用と教育の質の課題）

国や地方自治体は学校の小規模化という課題に対して、遠隔授業等の活用によって教育条件の改善を図ろうと取組を進めている。こうした遠隔授業の活用は生徒にとって得難い教育機会となり得る一方、課題の指摘や懸念の声もある。

例えば、授業を行う又は受信校で支援する教職員に関して、通常の授業とは異なる技能等の習熟を要する遠隔授業での授業方法に通じた教員の確保や、受信側の教員等が担当教科と異なる場合の支援の程度、授業を行う教員と受信側の教員等とがどこまで協働できるのか等の課題に対応できなければ、遠隔授業だけでは生徒の学びの十分な保障になり難いと言われている<sup>95)</sup>。

また、遠隔授業を実際に経験した生徒へのアンケート調査では、遠隔授業に肯定的な回答は約8割と高い一方、遠隔授業（同時双方向型）と通常の対面授業を比べた理解度は対面授業の方が理解できるとの回答の方が遠隔授業の方が理解できるという回答よりも高かった<sup>96)</sup>。実験や実習を伴う授業や探究活動、生徒の評価などオンラインだけでは難しく対面の方が望ましい場合もある<sup>97)</sup>。教員（授業者）と生徒（受講者）との関係づくりのために年度初めの1か月や定期試験前後に対面授業を実施する例もあり、こうした取組（フォロー）の必要性も引き続き認識されている<sup>98)</sup>。

その他の指摘として、公立高等学校で実施される遠隔授業が、大手予備校等が配信する映像配信授業等と区別されるかという点も課題とされている<sup>99)</sup>。これに関して、制度上、遠隔授業（教科・科目充実型）は同時双方向型かつ教室等で行われる授業であり、受信側に原則教員の配置が求められるなど、録画された授業を生徒が一斉視聴する授業とはなっていない<sup>100)</sup>。

92) 全国都道府県教育長協議会第1部会 前掲注(17), p.38. 調査対象は都道府県教育委員会（回答数47。本文では都道府県の区別なく「県」と表記）、調査基準日は令和5（2023）8月1日）である。

93) 「高校改革は教職員の定数改善を前提に WGで意見相次ぐ」『教育新聞』（電子版）2024.5.27.

94) 内田洋行教育総合研究所「令和5年度文部科学省委託事業「COREハイスクール・ネットワーク構想における小規模高等学校ネットワークモデルに関する調査研究」最終報告書」2024.3, p.91. 文部科学省ウェブサイト <[https://www.mext.go.jp/content/20240502-mxt\\_koukou02-000035791\\_01.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20240502-mxt_koukou02-000035791_01.pdf)>

95) 篠原岳司「〈話題提供〉北海道の地方小規模高校の現状と存続の条件—条件整備の課題—」『北海道大学教職課程年報』9号, 2019.3, p.21. <<http://hdl.handle.net/2115/75246>>; 「教科専門性こそ高校教師の原点 内田全高長新会長に聞く」『教育新聞』（電子版）2024.6.11.

96) 遠隔授業の方がよく理解できる又はどちらかといえば理解できるとの回答が20.9%、どちらも変わらないとの回答が44.4%、普通の授業（対面授業）の方がよく理解できる又はどちらかといえば理解できるとの回答が34.7%であった。なお同報告書では、遠隔授業には一定の制約があるにもかかわらず、遠隔授業の方が理解できるとの回答が20%を超えている点は注目に値すると指摘している。内田洋行教育総合研究所 前掲注(94), pp.27-28.

97) 『読売新聞』前掲注(12)

98) 長岡正和「高校現場最前線（No.204）島根県立益田高等学校（下）遠隔授業の実践について 石見オロチ COREハイスクール構想」『週刊教育資料』1685号, 2022.12.26, pp.42-43.

99) 篠原 前掲注(89), pp.166-167.

100) 梅嶋真樹「今、高校で遠隔授業が必要な理由—なぜ、教育ICTの失敗事例が続くのか—」『月刊高校教育』50巻12号, 2017.11, pp.45-46.

技術の進展が早い ICT をいかすには、現場の裁量や運用の自由度を高めて柔軟に対応することが求められており<sup>(001)</sup>、これまでも対面授業の時間数の柔軟化<sup>(002)</sup>等が行われてきたように、技術の進歩等に伴い遠隔授業の在り方の見直しは今後も行われるであろう。公教育としてどのような教育を保障するのかを検討するに当たっては、遠隔・オンラインと対面・オフラインの二項対立ではなく、発達段階や学習場面に応じて両方の良さを適切に組み合わせて教育の充実にいかすことが求められる<sup>(003)</sup>。

## おわりに

本稿では、人口減少と地域の課題として、公立高等学校の再編整備に関わる現状と取組、課題について取り上げた。学校の小規模化が進む中、自前主義（1校だけで全ての教育活動を完結させること）には限界があり、ICTを活用した教育課程の共通化・相互互換（遠隔授業等の活用）や地域社会との連携等により高等学校の特色化・魅力化を進めていくことが期待される。このような自前主義からの脱却は、高等学校教育の適正配置・適正規模の構図を変える可能性があるとも指摘されている<sup>(004)</sup>。公立高等学校の再編整備は、小規模でも地域のために残す、あるいは将来の生徒数を踏まえて統合するなど設置者が何を重視するかによって異なる結論となり得るが、地域の教育の将来を十分に検討した上で判断することが重要である<sup>(005)</sup>。

他方、長期的な視点で見ると、人口減少傾向が回復しない以上、学校の再編整備は避け難く、現在の高等学校教育の枠組みのまま、その在り方を論じることは限界があるとも言われている<sup>(006)</sup>。また、中学校卒業生数の減少は公立校、私立校に共通する課題であるが、高等学校の再編整備は公立校を中心に議論されてきた。特に私立校が多い都道府県では、公教育の充実に向けてそれぞれの役割を検討することも課題となり得る<sup>(007)</sup>。

多様な高等学校教育を一概に論じることは困難であるが、生徒の社会的自立を促し、進路選択に必要な学びを提供するという役割は共通する点であろう。人口減少や学校の小規模化が進む中でも、生徒の将来に資する教育の機会と支援を確実に保障していくことが望まれる。

(ふなこし みづえ)

(001) 「オンライン活用、柔軟に 東北大教授 堀田龍也氏」『日本経済新聞』2023.7.8.

(002) 従来、各教科・科目の特質に応じた標準時間数が示されていたが（例：国語総合（4単位）の場合は4単位時間）、文部科学省通知（「高等学校等における遠隔教育の実施に係る留意事項について（通知）」（2文科初第1818号）2021.2.26）により、履修する教科・科目や単位数にかかわらず年間2単位時間以上（原則）に変更された。

(003) 中央教育審議会 前掲注(68), p.30.

(004) 川上泰彦「高等学校の組織分析に向けて」『現代学校経営研究』27号, 2021.9, p.162. <<http://hdl.handle.net/10132/19529>>

(005) 公立小中学校の統廃合について論じたものであるが、同旨の主張として、『日本経済新聞』前掲注(34)

(006) 河合雅司「さらなる少子化が進む日本社会、そして学校は？」『月刊高校教育』56巻13号, 2023.12, p.25.

(007) 浅野良一「京都府における府立高等学校の現状と改革の方向」『教育行財政研究』49号, 2022.3, p.21. <[https://doi.org/10.20701/kansaisca.49.0\\_19](https://doi.org/10.20701/kansaisca.49.0_19)>